

第3章 自然と人がふれあう潤いのある広島

人も生態系を構成している一員であることを認識し、貴重な自然の保護や身近な自然の形成による自然との豊かなふれあいを保ちながら、自然への適切な働きかけや賢明な利用を通して、健全な生態系を維持・回復し、自然と県民の間に豊かな交流を保つなど、自然と県民が共生できる豊かで潤いのある環境を確保します。

第1節 優れた自然環境と生物多様性の保全

1 豊かな森林の保全と再生

●現状と課題

森林は、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止、生活環境保全、保健休養、生物多様性の保全などの多様な機能を有しています。

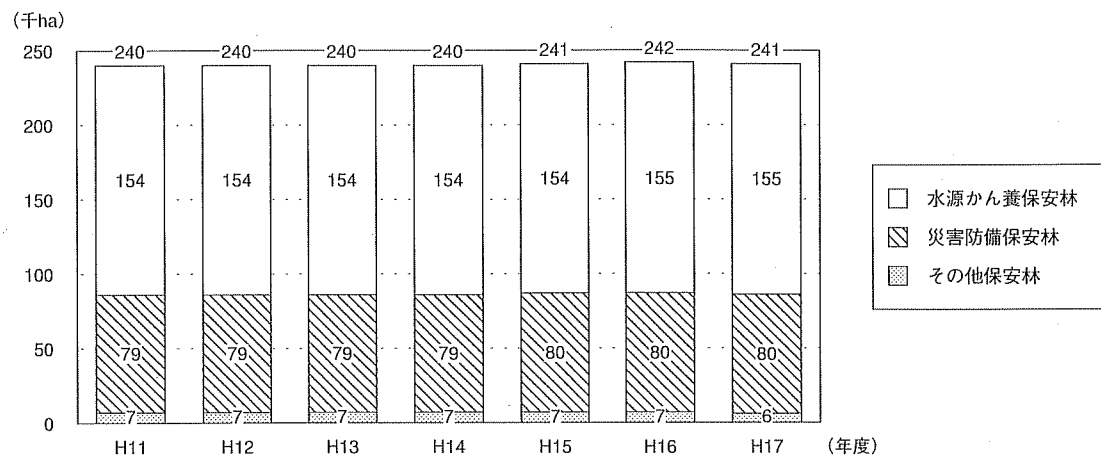
本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる613,109ha（平成18年4月現在、全国第10位）であり、横ばいで推移しており、森林蓄積量は微増傾向にあります。

現存植生は99%以上が代償植生¹であり、自然植生は非常に貴重なものとなっています。全森林面積に対する保安林率は39%に達し、県土の保全、水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など、森林の公益的機能の維持増進に大きな役割を果たしています。所有形態別にみると、国有林が49,075haで全体の8%に過ぎず、残りの564,034haが民有林で92%を占めています。民有林の松林は約20万haあり、民有林面積の約35%を占め、全国一です。松林は、県土の保全や景観形成等、様々な機能を通じて、安全で豊かな県民生活を支える重要な役割を担っていますが、松くい虫による被害は、県内ほぼ全域に広がっており、貴重な資源である松林を松くい虫被害から守っていく必要があります。

なお、森林火災が、瀬戸内海沿岸部を中心に発生しており、出火件数は長期的には減少傾向にあるものの、今後も予防啓発による防止が必要です。

1 代償植生：本来の自然植生の代償として、何らかの人為的干渉によって成立し、持続している植物群落。アカマツ林等の二次林、スギ、ヒノキ植林等の人工林、畑の雑草群落等。

図表 3-1-1 保安林面積



資料：県治山室

図表 3-1-2 所有形態別森林面積及び蓄積（平成18年4月1日現在）

(単位：千ha, 千m³, %)

所有形態			面積・蓄積	
			面　　積	蓄　　積
			構成比	構成比
国　有　林			49	8
民 有 林	公 有 林	県　営　林	9	1
		市　町　有　林	33	5
		財産区有林	9	1
		小　　　計	51	8
	私　有　林		513	84
	計		564	92
合　　計			613	100

(注) 1 国有林は、近畿中国森林管理局「国有林の地域別森林計画書」（平成18年4月公表）

2 国有林は、県林業振興室「地域森林計画書」（平成18年4月公表）

3 内訳は、四捨五入のため一致しない。

図表 3-1-3 民有林の資源構成（平成18年4月1日現在）

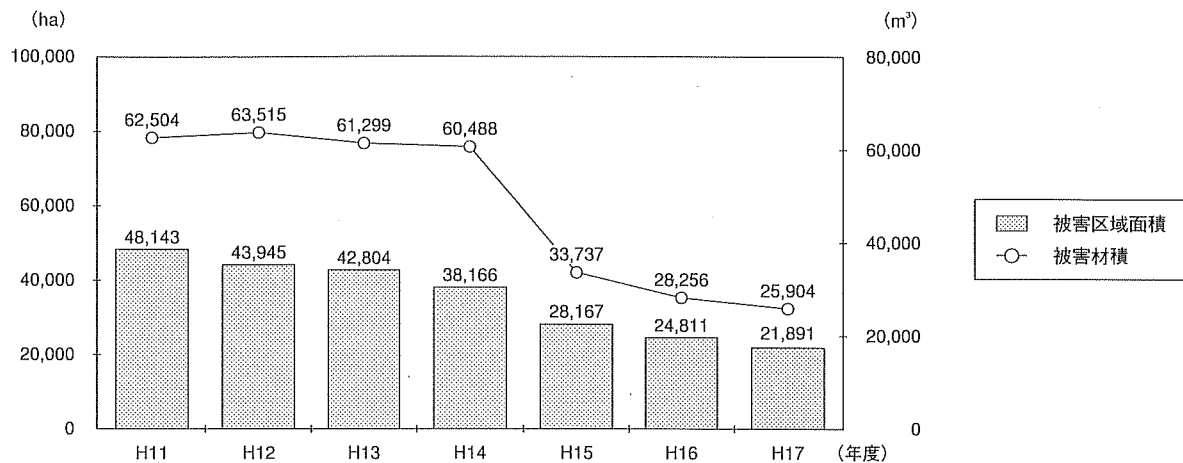
(単位：千ha, 千m³, %)

区 分		面 積		蓄 積		
		面積	構成比	蓄積	構成比	ha当たり
人 工 林	針 葉 樹	167	30	34,905	42	209
	広 葉 樹	5	1	149	0	30
	計	172	30	35,054	42	200
天 然 林	針 葉 樹	176	31	29,297	35	166
	広 葉 樹	203	36	19,022	23	94
	計	379	67	48,319	58	127
そ の 他		13	2	—	—	—
合 計		564	100	87,373	100	148

(注) 1 県林業振興室「地域森林計画書」（平成18年4月公表）

2 内訳は、四捨五入のため一致しない。

図表 3-1-4 松くい虫による被害区域面積及び被害材積



資料：県森林保全室

【施策の方向】

- 森林の状態や植生、所有の形態等に応じた保全・再生の推進

●施策の展開

- 県土面積の7割を占める森林は、水源かん養、山地災害防止、保健休養、生物多様性の保全などの多様な機能を有しており、地域の特性に応じた保全を推進します。
- 優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「広島県自然環境保全条例」に基づく保全地域等の指定を推進するとともに、「広島県みどりと景観の基金」を活用した公有化の検討や保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。
- 植物の自生地や野生生物の生息地として重要な天然林は、県自然環境保全地域や保安林として厳正な保護・管理を行います。
- 重要水源地域においては、流域単位で水源かん養保安林、干害防備保安林を指定し、適切な管理を行います。
- 上・下流域が一体となっていく水源林の整備を進めるとともに、企業や団体からの協力を受けて造成を実施するなど、県民参加の森づくりを推進します。
- 奥地森林に広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進します。
- 自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業【自然環境保全室】

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「広島県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域等の指定を行うとともに、「広島県みどりと景観の基金」を活用した県自然環境保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。

【平成17年度事業実績】 自然保護協力奨励金として743件3,557千円、立木損失補償金として255件14,489千円を交付しました。

【平成18年度事業内容】 引き続き、指定地域内における立木の伐採規制等各種行為規制の代償として補償等を行い、私権との調整を図ります。

イ 流域林業活性化推進事業〔林業振興室〕

流域を基本単位として、「緑と水」の源泉である多様な森林の整備、木材の生産から流通・加工に至る産地化の形成を図ることで、流域の森林・林業の活性化を図るとともに、多様な森林の整備を促進するために、下流域を含む市町間等において、情報交換、協議、研修を行い、流域内市町等の連携と森林整備の実行体制を強化します。

【平成17年度事業実績】太田川流域森林整備センター、瀬戸内流域森林整備センター、江の川・高梁川上流流域森林整備センターにおいて、森林・林業情報の収集・提供、木材安定供給確保推進活動を実施しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、同様の事業を計画しています。

ウ 森林整備地域活動支援事業〔林業振興室〕（再掲）

適切な森林整備の推進を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施が特に重要であることから、その実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を確保するための支援を行います。

【平成17年度事業実績】368団地（14市町）の29,322haに対し、293,223千円を交付しました。

【平成18年度事業内容】368団地（14市町）の29,141haに対し、291,141千円を交付します。

エ 森林整備事業（造林事業）〔林業振興室〕（再掲）

奥地の森林を対象に、広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進するとともに、自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。

【平成17年度事業実績】従来のスギ・ヒノキの一斉造林のみでなく、広葉樹造林、育成複層林施業等の多様な森林整備を実施しました。（整備面積：8,711ha）

【平成18年度事業内容】地域の森林の重視すべき機能に応じて、育成単層林整備のほか、育成複層林の整備等の多様な森林整備を実施します。（整備予定面積：8,673ha）

オ 森林病虫害駆除事業・松くい虫防除緊急対策事業〔森林保全室〕（再掲）

保安林等公益的機能の高い保全すべき松林を松くい虫から守るため、特別防除（薬剤空中散布）のほか、伐倒駆除、特別伐倒駆除（被害木の焼却・破砕）、被害拡大未然防止対策緊急防除（被害木に薬剤空中散布）等を実施するとともに、感染源を除去するために保全すべき松林の周辺松林の樹種転換を推進します。

【平成17年度事業実績】8市町で空中散布（2,694ha）を実施したほか、予防事業として地上散布（33ha）、駆除散布として緊急防除（400㎡）、特別伐倒駆除（528㎡）、伐倒駆除（2,304㎡）、衛生伐といった各事業を総合的に実施しました。

【平成18年度事業内容】7市町で空中散布（2,290ha）の実施を計画しているほか、地上散布（28ha）、緊急防除（330㎡）、特別伐倒駆除（450㎡）、伐倒駆除（1,643㎡）、衛生伐といった各事業について総合的な実施を計画しています。

カ 山火事ゼロ推進特別事業等〔森林保全室〕

林野火災の発生が集中する時季にかけて、「山火事注意」の懸垂幕の設置、予防対策会議や防止対策パンフレットなどを利用した林野火災予防キャンペーンなど予防啓発を行っています。

また、平成12年度に全国初となる林野火災予防情報システムを導入し、平成12～14年度の間に観測ステーションを8基設置するとともに、ラジオスポット放送及び林野火災予防情報システムを活用した「山林乾燥情報」のテレビ放映を通じた予防啓発を行うことにより県民への防火意識の啓発を図っています。

【平成17年度事業実績】林野火災予防情報システムの維持管理を行うとともに、「山林乾燥情報」のテレビ放映や山火事予防ラジオスポット放送を通じて防火意識の啓発を行いました。

【平成18年度事業内容】引き続き、林野火災予防情報システムの維持管理を行うとともに、テレビやラジオ放送を通じた防火意識の啓発を行います。

キ 県民参加のみどりづくり推進事業〔森林保全室〕（再掲）

県民活動組織の体制整備を進めるとともに、関係団体と連携し、県植樹祭等のイベントを開催するなど、森林に対する普及啓発活動を行います。

【平成17年度事業実績】 県植樹祭（三原市）、みどりの集い（緑化センター）、緑の少年団交流集会（県民の森）の開催、森林イベントカレンダー配布や森林ボランティアの支援により、普及啓発しました。

【平成18年度事業内容】 引き続き、みどりの集い（緑化センター）の開催等を計画しています。

ク 第30回全国育樹祭開催事業〔森林保全室〕

健全で活力ある森林を次の世代に引き継いでいくため、県民参加のみどりづくりを一層推進する契機として「第30回全国育樹祭」を開催します。

〔開催日・場所：平成18年10月22日（日） 広島県立中央森林公園（三原市）〕

【平成17年度事業実績】 実行委員会の設置・運営、第30回全国育樹祭実施計画の策定、会場の植栽木の育成管理等を行いました。

【平成18年度事業内容】 第30回全国育樹祭、全国緑の少年団活動発表大会、育林技術交流集会、森林・林業・環境機械展示実演会、育樹祭記念県民フォーラムの開催及び諸準備等を実施します。

ケ 水源林造成事業〔森林保全室〕（再掲）

⇒ 詳細は「第2章第1節3 健全な水循環の確保」

コ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進〔治山室〕（再掲）

水源かん養、災害防備等の森林の公益的機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めます。

【平成17年度事業実績】 26件、105haの保安林を新たに指定し、50件、33haの保安林を解除しました。

【平成18年度事業内容】 135件の保安林を新たに指定する見込です。

サ 治山事業（山地災害対策事業・保安林整備事業等）〔治山室〕

県土の開発や都市化の進展に伴う山地災害危険地区対策、水需要の増大に係る水源森林の整備、都市周辺森林における環境保全対策等、県土の保全・基盤の充実に努めます。

【平成17年度事業実績】 平成16年度を始期とする「森林整備保全事業計画」（平成16～20年度、基本方針：安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくり）に基づき、147箇所において治山施設の整備及び森林の整備を実施しました。

【平成18年度事業内容】 引き続き「森林整備保全事業計画」に基づき、135箇所において、治山施設の整備及び森林の整備を実施します。

2 自然公園¹等の指定

●現状と課題

我が国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域、都道府県を代表する優れた自然の風景地は、「自然公園法」に基づきそれぞれ国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に指定し、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うために、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。また、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「広島県自然環境保全条例」に基づき「県自然環境保全地域²」等の指定を行っています。

(自然公園等指定状況は、資料編「自然環境2・3」参照)

図表 3-1-5 自然公園の面積（平成18年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国 立 公 園	1	10,681	7,569	203	3,112
国 定 公 園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

資料：県自然環境保全室

図表 3-1-6 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成18年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 (特別地区1,248, 普通地区806)
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 (陸域面積)
計	68	2,889

資料：県自然環境保全室

【施策の方向】

- 「自然公園法」「広島県自然環境保全条例」等に基づく優れた自然や貴重な動植物が生息する地域の保全・管理

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的として地域を指定する公園制度をいい、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域が指定される。

●施策の展開

優れた自然の風景を有する地域や貴重な動植物の生息する地域を自然公園や県自然環境保全地域等として指定し、その保全・管理に努めます。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 自然公園等の保全と管理〔自然環境保全室〕

公園指定以降の自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直し（再検討・点検）を行うとともに、保護と利用の調和を図ります。

【平成17年度事業実績】公園計画に基づいた適正な保護・管理を行い、自然公園指導員等による利用の適正化や事故の防止に努めました。

【平成18年度事業内容】引き続き、公園区域内を適正に保護・管理し、景観の維持や利用の増進を図ります。

3 水辺の保全・再生

●現状と課題

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性が認識され、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や親水性や景観に配慮した護岸整備が進められています。

一方で、自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「広島県自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・育成等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民にとって、散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。

(自然海浜保全地区指定状況は、資料編「自然環境4」参照)

図表 3-1-7 自然海浜保全地区数及び面積（平成18年4月1日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境保全室

図表 3-1-8 海岸線の状況

		自然海岸		半自然海岸		人工海岸		河口部		総延長 km
		延長km	%	延長km	%	延長km	%	延長km	%	
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2

出典：環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査

図表 3-1-9 藻場・干潟の現存面積と消滅面積

	藻場 (ha)		干潟 (ha)	
	現存面積	消滅面積 (昭和53年度以降)	現存面積	消滅面積 (昭和53年度以降)
広島県	1,842	251	1,068	99
全 国	142,459	65,156	49,380	5,920

出典：環境庁第5回（平成7・8年度）自然環境保全基礎調査

【施策の方向】

- 自然とのふれあいの場である河川や海岸・海浜などの水辺の生物の生息・育成環境に配慮した保全・再生

(1) 自然環境に配慮した河川の整備

水生生物の移動の分断を回避する魚道の整備、水際部の水生植物の維持・回復のための自然石を使った岩組み・石積み、魚巢ブロック・ホタル護岸など、地域の状況を考慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 多自然型川づくり〔河川企画整備室〕

水生生物の移動の分断を回避する魚道の整備、水際部の水生植物の維持・回復のための自然石を使った岩組み・石積み、魚巢ブロック・ホタル護岸など、地域の状況を考慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

【平成17年度事業実績】江の川、神谷川、小河原川などにおいて地域の状況を考慮した工法により整備をしました。

【平成18年度事業内容】引き続き、地域の状況を考慮した工法により整備を行います。

(2) 海岸・海浜や海の自然の保全と再生

- 優れた環境を有する海岸は「広島県自然海浜保全条例」に基づき、自然海浜保全地区に指定し保全に努めます。
- 藻場や干潟は、水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・生育等の場としても重要であることから、自然に残された貴重な藻場・干潟の保護・保全と再生を図ります。
- ミティゲーション¹の考え方に基づき、自然と調和のとれた港湾の整備を行うとともに、自然環境や生態系の保全・再生を積極的に進めるとともに、藻場、干潟や湿地等の保全・復元などの自然再生事業を推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 自然海浜保全地区の指定等〔自然環境保全室〕

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図ります。

【平成17年度事業実績】県内19箇所指定されている自然海浜保全地区の保全と適正な利用に努めました。

【平成18年度事業内容】引き続き、自然海浜保全地区の保全と適正な利用に努めていきます。

イ 水産基盤整備事業〔漁港漁場整備室〕

藻場や干潟などの魚介類の産卵、幼稚魚育成の場づくりや優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することで、漁場生産量の増大を図ります。

【平成17年度事業実績】藻場の造成（因島3.0ha、横島1.1ha）、漁礁の設置（呉市他3箇所7,299空³m）、海底の清掃（広島市他2箇所19.2km²）を行いました。

【平成18年度事業内容】藻場の造成（江田島2.3ha、沼隈0.4ha）、漁礁の設置（呉市他3箇所5,734空³m）、海底の清掃（呉市13.4km²）を行います。

¹ ミティゲーション：開発事業等の行為による環境影響を緩和するための環境保全措置をいい、行為の全部または一部を行わないことにより影響を「回避」すること、影響を回避できない場合には行為の実施の程度または内容を変更することにより影響を低減すること、そして回避・低減しても残る影響により失われる環境については同等の環境を創出することにより「代償」することを総体とした概念であり、影響の回避をまず優先し、それから低減を検討し、どうしても残る影響について代償を検討するよう検討の優先順位を明らかにしている。

ウ 河川清掃等業務委託事業〔道路河川管理室〕

エ 河川清掃「クリーン太田川」〔道路河川管理室〕

オ 広島県ラブリバー制度推進事業〔道路河川管理室〕

⇒ ウ, エ, オの詳細は「第4章第1節3 県民の実践活動に対する支援」

カ 放置艇の規制〔港湾管理室〕

キ 港湾環境整備事業〔港湾企画整備室〕

⇒ カ, キの詳細は「第3章第2節1 身近な自然環境の保全」

4 生物多様性の保全

●現状と課題

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、そして気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を呈しています。

平成3年から平成6年に実施した「広島県緊急に保護を要する野生生物の種の選定調査」結果から、絶滅のおそれのある野生生物種を選定しています。

このうち、緊急に保護対策を要するミヤジマトンボなど動物7種、オグラセンノウなど植物4種の野生生物種を「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種等に指定しています。

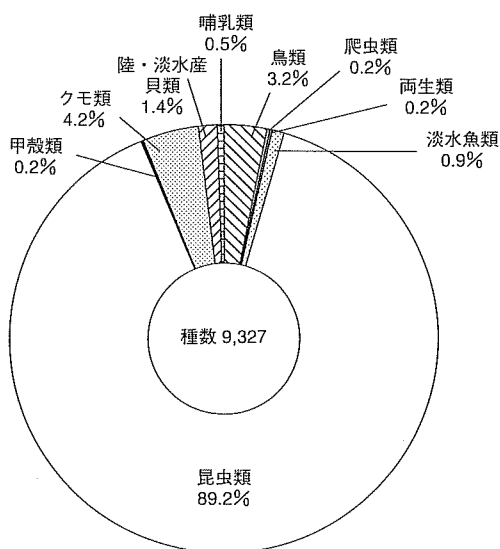
今後、野生生物について、科学的な個体数管理を行い、体系的に保全していくためには、野生生物の生息状況等に関する基礎的な調査を実施し、現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育圏の保全を図る必要があります。

一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣により農林業に深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

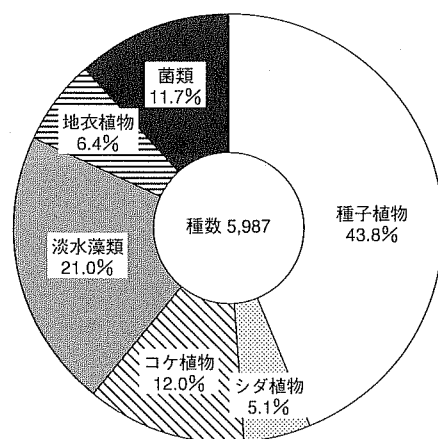
さらに、外国から持ち込まれた外来生物が人間生活や生態系に大きな影響を及ぼしていることが指摘されており、こうした外来生物による被害を防止することを目的に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、平成17年6月から施行されました。これにより、指定された外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。

図表 3-1-10 広島県内に生息する野生生物種数(動物)



資料：県自然環境保全室

図表 3-1-11 広島県内に生息する野生生物種数(植物)



資料：県自然環境保全室

図表 3-1-12 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況

分類群	県内種数	選定種数	カテゴリー別種数				
			絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足
哺乳類	43	19	3	4	3	6	3
鳥類	302	39	0	9	6	17	7
爬虫類	16	5	0	0	1	3	1
両生類	19	9	0	2	3	4	0
淡水魚類	84	18	0	11	3	4	0
昆虫類	8,318	152	4	23	41	84	0
クモ類	389	3	0	0	0	3	0
甲殻類	23	3	0	1	0	2	0
陸淡水産貝類	133	37	1	4	9	15	8
小計	9,327	285	8	54	66	138	19
種子植物	2,625	304	3	67	109	101	24
シダ植物	303	50	0	13	16	20	1
コケ植物	719	54	0	38	10	4	2
淡水藻類	1,258	11	0	1	0	0	10
地衣植物	382	14	0	3	8	3	0
菌類	700	33	0	0	9	24	0
小計	5,987	466	3	122	152	152	37
合計	15,314	751	11	176	218	290	56

資料：県自然環境保全室

図表 3-1-13 指定野生生物種等の指定状況

ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、オオハム、アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミミズニラを含む。)	シダ植物
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
(ミヤジマトンボ)	昆虫類	計11種類 (内1種は特定野生生物種。実数は10種)	

資料：県自然環境保全室

図表 3-1-14 特定野生生物種

ミヤジマトンボ	昆虫類	1種
---------	-----	----

資料：県自然環境保全室

図表 3-1-15 鳥獣保護区等の設置状況

(単位: ha)

区 分		平成17年度		第9次計画(14～18年度)	
		箇所数	設置面積	箇所数	設置面積
鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	49	39,080	49	38,532
	集団飛来地	9	15,466	9	15,466
	身近な鳥獣生息地	55	9,439	55	9,486
	(特別保護地区)	(8)	(7,962)	(8)	(7,962)
	計	113	63,985	113	63,484
休 獵 区		0	0	0	0
銃獵禁止区域		42	34,480	43	36,330
(放鳥獣)獵区		3	4,631	3	4,631

資料: 県自然環境保全室

図表 3-1-16 野生鳥獣による農作物被害額

(単位: 百万円)

区 分	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
イノシシ	552	448	411	373	343	300
ザル	33	31	26	35	39	22
シカ	23	27	39	33	38	39
その他獣類	50	45	37	36	40	35
鳥 類	189	162	201	196	163	148
計	847	713	714	673	623	544

資料: 技術振興室

【施策の方向】

- 基礎的調査の実施及び体系的な基礎情報の整備
- 「広島県野生生物の種の保護に関する条例」等に基づく希少野生生物種の保護の推進
- 自然保護に関する各種制度等の活用による野生生物生息・生育域の保護・保全
- 有害鳥獣等の適正な個体数管理による共存の実現
- 外来生物への適切な対応など野生生物の生息環境の保全と再生

●施策の展開

(1) 基礎的調査の実施, 基礎資料の整備

- 生物の多様性を体系的に保全していくため, 希少野生生物種の生息状況に関する調査など, 自然を科学的・客観的に把握するための基礎的な調査を実施します。
- 「広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま¹」の改訂版を基に希少種分布図を作成し, 野生生物保護対策を推進するための基礎資料の整備に努めます。

1 レッドデータブックひろしま: 県内の絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし, その生息状況等を解説したデータ集。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 希少種分布図作成 [自然環境保全室]

県内の希少野生動植物種の生息地の位置情報を地理情報システムを活用してGIS化することにより、関係機関との情報の共有化を図ります。

【平成17年度事業実績】県版レッドデータブックに基づきGIS化した希少種分布図の庁内統合型GISシステムへの実装作業に入りました。

【平成18年度事業内容】引き続き、希少種分布図の庁内統合型GISシステムへの実装を行い、情報の共有化を図ります。

(2) 保護を要する野生生物種の保護

- 「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種の指定、野生生物保護区の指定などにより、緊急に保護を要する野生生物種の保護を図ります。
- 必要に応じて「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づく指定野生生物種の見直し等を行います。
- ミヤジマトンボなど、県内に生息する希少野生生物種を保存するため、「保護管理計画」に基づく徹底した保護対策を推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境保全室]

ミヤジマトンボ（指定野生生物種）の生息地の環境が海砂の侵入により悪化しているため、その生息環境を整備します。

【平成17年度事業実績】排水路掘削、土嚢積み、草刈を実施し、生息環境を整備しました。また、専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会を設立しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、生息環境を整備します。

イ アビ生息調査 [自然環境保全室]

県鳥に指定されているアビ（指定野生生物種）について、その飛来数を調査し保護対策を行います。

【平成17年度事業実績】生息海域において、飛来数調査を実施しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、飛来数調査を実施します。

ウ ダルマガエルの保護管理 [自然環境保全室]

土地区画整理事業地内に生息していて、緊急避難しているダルマガエル（指定野生生物種）について、関係者や専門家と協議しながら保護管理をすすめます。

【平成17年度事業実績】放流試験地における追跡調査を実施するとともに、本放流地の選定と放流を行いました。

【平成18年度事業内容】引き続き、放流試験地、本放流地の追跡調査を実施し、保護管理計画を策定します。

(3) 体系的な生態系の保全

- シカやイノシシなど、一部の野生鳥獣については、生息状況等の変化に伴い、農林水産業に被害を与えるなどの問題が生じているため、鳥獣保護区の適正配置、休猟区の全廃などの対策を講じるとともに、市町が行う個体数管理対策に対して適切な助言を行います。
- 指定野生生物種に指定しているツキノワグマの里山定着化を防ぐため、出没地域周辺でのパトロール、奥山への放獣などの保護対策を進めるとともに、隣接の山口県・島根県と協力して「特定鳥獣保護管理計画」に基づき、科学的な個体数管理を講じていきます。
- 特定外来生物に指定されているアルゼンチンアリによる生態系被害や生活被害の軽減を図るため、アルゼンチンアリが分布する山口県や関係市町と連携して対策に取り組みます。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進〔自然環境保全室〕

ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについて「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいた「特定鳥獣保護管理計画」を策定しました。ツキノワグマについては、西中国山地個体群として、山口・島根との3県で保護管理を進めます。また、イノシシ、ニホンジカについては、著しく増加し、農林作物の被害の拡大により住民と軋轢が生じており、農林作物の被害の沈静化を図るため、国が定めている狩猟規制を緩和し捕獲頭数の増加を目指します。

【平成17年度事業実績】特定鳥獣保護管理計画に基づき、追跡調査を実施しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、適正な個体数管理、追跡・調査を実施するとともに、特定鳥獣保護管理計画を改定します。

イ クマレンジャー事業〔自然環境保全室〕

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生危険性を軽減します。

【平成17年度事業実績】クマ出没地域周辺のパトロールを実施しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、クマ出没地域周辺のパトロール等を実施します。

ウ 広島県ツキノワグマ対策協議会の設置〔自然環境保全室〕

ツキノワグマの保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する広島県ツキノワグマ対策協議会を設立し、保護管理対策を検討、実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施します。

【平成17年度事業実績】構成市町9市町により、ツキノワグマの保護管理対策について検討しました。

【平成18年度事業内容】構成市町9市町により、引き続き、保護管理対策等を検討・実施します。

エ 捕獲放獣追跡試験〔自然環境保全室〕

ツキノワグマの里山依存固体を排除するため、試験的に捕獲放獣追跡調査を試験的にを行います。

【平成17年度事業実績】試験実施箇所に電気柵を設置した上で放獣した個体の行動を監視し、クマレンジャーによる追い払いを実施しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、捕獲放獣追跡調査を実施します。

オ 被害防止の普及啓発〔自然環境保全室〕

ツキノワグマによる人身被害防止のため、小学生を対象に普及啓発を行います。

【平成17年度事業実績】3小学校でツキノワグマの生態等について紹介しました。

【平成18年度事業内容】引き続き、人身被害防止のため、普及啓発を行います。

カ 鳥獣保護区等の設定〔自然環境保全室〕

鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第9次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定します。

【平成17年度事業実績】鳥獣保護区の更新（5箇所1,381ha）、変更（3箇所1,358ha減）及び銃猟禁止区域の再指定（3箇所520ha）を行いました。

【平成18年度事業内容】鳥獣保護区特別保護地区の再指定（3箇所854ha）、鳥獣保護区の更新（11箇所7,342ha）を行います。

平成18年度に講じる施策（新規）

ア 鳥獣保護事業計画の策定〔自然環境保全室〕

国が定める鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づき、5カ年の鳥獣保護事業計画を策定します。

【平成18年度事業内容】現在の第9次計画（平成14年度～18年度）の終了を受け、第10次計画（平成19年度～23年度）を策定します。

イ 特定外来生物被害防止（アルゼンチンアリ）〔自然環境保全室〕

アルゼンチンアリによる生態系被害、生活被害対策に取り組みます。

【平成18年度事業内容】広島県、山口県、廿日市市、岩国市で組織するアルゼンチンアリ対策広域行政協議会による実態調査を行います。

（4）野生生物の生息環境の保全・再生

- 「広島県野生生物の種の保護に関する条例」に基づく野生生物保護区の指定や「広島県自然環境保全条例」に基づく野生動植物保護地区の指定などにより、野生生物の生息・生育環境の保全を図ります。
- 自然生態系との調和を重視した複層林・天然林施業等による森林造成、都市周辺における生態系に配慮した里山林の保全、多自然型護岸の整備、魚介類の産卵・生育等の場として重要な藻場や干潟の保護・保全、ビオトープ²の整備などにより、野生生物の生息・生育環境の復元・再生を図ります。
- 八幡湿原など、希少な動物類や植生群落が存在し、放置すれば貴重な生態系が失われるおそれのある地域については、自然環境の再生を行います。
- 絶滅危惧種のほぼ5割が、人手が入ることによって生物多様性のバランスを保ってきた里地里山に生息している現状を踏まえ、地域住民やNPOとの連携による地域の実情に応じた保全対策を推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

ア 八幡湿原自然再生事業〔自然環境保全室〕

西中国山地国定公園の八幡原湿原地域には、希少な動物類や植生群落が存在するものの、放置すれば貴重な生態系が失われるおそれがあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行います。

【平成17年度事業実績】県だけではなく、北広島町・地域住民・専門家・NPO等の地域の多様な主体が参加した協議会で議論を行い、全体構想を策定しました。

【平成18年度事業内容】事業実施に向けて測量・設計を行うとともに、引き続き、協議会で議論を行い、実施計画を策定します。

2 ビオトープ：ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を意味し、「野生生物の生息空間」を意味する。なお、ビオトープは、生態学的には生物の生息に必要な最少単位の空間のこととされている。一般にはトンボ池など、ある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかな意味で使われ、さらに地域的な広がりを持つ生息空間として幅広く使われることもある。

イ 絆の森整備事業〔林業振興室〕

市民の参画を得た森林整備や、野生生物の生息・生育環境の整備と必要な路網整備を推進します。

【平成17年度事業実績】広島市（0.3ha）、廿日市市（13.33ha）、神石高原町（8.64ha）で整備しました。

【平成18年度事業内容】広島市（0.3ha）、廿日市市（12.17ha）、神石高原町（8.64ha）を整備します。

ウ 森林整備事業（造林事業）〔林業振興室〕（再掲）

⇒ 詳細は「第3章第1節1 豊かな森林の保全と再生」

エ 里山林整備推進事業〔森林保全室〕

⇒ 詳細は「第3章第2節1 身近な自然環境の保全」

オ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮〔道路企画室〕

規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等のレッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定します。

【平成17年度事業実績】なし。

【平成18年度事業内容】なし。

カ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復〔道路企画室〕

道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮し、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を行います。法面の緑化は、道路改良や維持修繕の際、必要に応じて行います。

（5）野生生物保護思想の普及啓発

野生生物や生態系の保全に関する県民の理解を深めるため、広報の実施、愛鳥週間行事等の開催、野生生物保護推進員による啓発などの取組みを推進します。

平成17年度に講じた施策・平成18年度に講じる施策

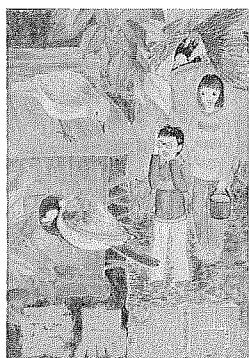
ア 愛鳥週間ポスター及び標語募集〔自然環境保全室〕

鳥獣保護の意識啓発のため、愛鳥週間に向けて小学生、中学生、高校生を対象にポスター及び標語を募集し表彰します。

【平成17年度事業実績】ポスターには401点（小学生114，中学生194，高校生93），標語には175点（小学生133，中学生35，高校生7）の応募がありました。

【平成18年度事業内容】引き続き、ポスター及び標語を募集し鳥獣保護の意識啓発をします。

平成18年度愛鳥週間ポスター特選



庄原市立帝釈小学校6年
横山紋子



庄原市立西城中学校3年
吉浪優香



広島県立府中高等学校1年
松岡春菜

イ 野生生物保護啓発事業〔自然環境保全室〕

専門的知識を有する講師が、小学生を対象に絶滅危惧種等の現状や保護活動を紹介することにより、野生生物保護意識の形成を図ります。

【平成17年度事業実績】「身近な自然の中にあるもの」について江田島市立大須小学校で、「身近な昆虫や動物」について福山市立高島小学校で、「希少野生生物の現状と保護対策とメダカの生態や飼育方法」について広島市立毘沙門台小学校で、「ホタルに学ぶ命の尊さ」について三原市立小坂小学校で、「希少野生生物の現状」について熊野町立熊野第四小学校で、その現状等を紹介しました。

【平成18年度事業内容】対象をツキノワグマに特化して実施します。